

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年3月21日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）テックランド甲賀水口店 甲賀市水口町北脇字岡本 1720 番ほか
- 2 提出された意見の概要
甲賀市からの意見
 - (1) 設置者は、災害時、緊急時における市からの要請があった場合には、必要な協力を努めること。
 - (2) 騒音規制法、振動規制法に規定する特定施設の規定がある場合、市に届出を行うこと。また、特定施設の有無に関わらず、周辺生活環境に影響がないよう、騒音、振動、悪臭、光害等に対する十分な対策を行うこと。
 - (3) 駐車場施設内において、犯罪の防止に留意した構造となるように、造成時に検討を行うこと。また、敷地内に防犯灯を設置する際、施設周辺の通行人への安全を考慮し、道路側へも照射できるよう検討し、検討した結果、設置の有無を報告すること。
 - (4) 北側出入口の市道について、住宅密集区域であり、渋滞が起きないように配慮すること。
 - (5) 子ども、若者にとって、有害な情報が氾濫している中、特に青少年の健全育成に配慮すること。また、子ども・若者育成支援のための活動への積極的な参加をお願いします。
 - (6) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。また、雇用については地元での積極的な採用の配慮をお願いします。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県甲賀環境・総合事務所総務課 甲賀市水口町水口 6200
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成24年3月21日から平成24年4月23日まで